

論説

2015-8-20

自衛隊内部資料

活動拡大先走りを憂う

国民多数の反対にもかかわらず、安全保障法制関連法案の八月成立を前提に、自衛隊の活動範囲拡大まで検討するのは行き過ぎだ。実力組織の「暴走」が許されないのは先の大戦の教訓ではないか。

きのう再開された参院特別委員会で野党側が追及したが、陸海空三自衛隊を束ねる統合幕僚監部が五月下旬、安保法案の内容を部内に周知させるテレビ会議用を作成した資料だ。八月の成立を前提に、法改正後の変更点などを記している。

特に問題視されたのは、南シナ海での「情報収集、警戒監視および偵察」への関与の在り方を検討することとしていること、南スーダンで国連平和維持活動(PKO)に当たっている自衛隊の業務に、離れた場所で開催された他国部隊などを助ける「駆け付け警護」を追加する可能性に言及したことだ。

一般論としては、所管省庁が法案成立後の対応を検討するのは当然だが、自衛隊は防衛力を有する実力組織である。活動範囲や内容の拡大には慎重を期すべきで、国権の最高機関たる国会のシビリアンコントロール(文民統制)に厳格に従わなければならない。

憲法違反と指摘され、共同通信の最新全国電話世論調査でも、82・4%が今国会成立に反対する法案だ。安倍晋三首相は四月、米連邦議会で「夏までの成立」を明言し、国会監視との批判も浴びた。

法案提出直後の五月下旬段階では今国会成立は確定しておらず、国会が八月まで延長されるかどうかも決まっていなかった。法案修正の可能性は今でも十分にある。

南シナ海での活動は中国との新たな摩擦を招きかねず、外交的に妥当か否かは自衛隊自身でなく、政治が決める問題だ。南スーダンでの「駆け付け警護」も、日本が国際紛争の当事者になり、専守防衛を逸脱する危険性をほらむ。

中谷元・防衛相は資料は自らの指示の範囲内だと説明したが、具体的な内容までは把握していなかったようだ。統合幕僚監部が国会の議決より先走って自衛隊の活動拡大を検討していたとしたら、文民統制上の問題は大きい。

折しも、今年六月に成立した改正防衛省設置法では、各幕僚長が官房長の官僚と対等な立場で防衛相を補佐することになった。実力部隊を擁する制服組の政治に対する発言力が増すことを意味する。

実力組織の「暴走」と受け取られるようなことがあれば、平和国家の土台は崩れ去る。一点の曇りもあってはならない。